

長崎公務員専門学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 本校は、「知識と知恵」を育み、「人間らしさ」と「タフさ」を尊重する教育を通じ、優れた公務員を輩出することを目的とし、活力ある社会の発展に寄与することを目指します。

(名 称)

第 2 条 本校は、長崎公務員専門学校という。

(位 置)

第 3 条 本校の位置を長崎市五島町1番17号に置く。

(学校評価)

第 4 条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2 本校は、自己評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。

3 前2項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、別に定める。

第2章 課程、学科、修業期間、定員及び休業日

(課程、入学時期、学科、修業期間、定員)

第 5 条 本校の課程、入学時期、学科、修業期間及び定員は、次のとおりとする。

課程	入学時期	学 科	修業期間	定員
専門課程	4月	教養重点科2年コース	2年	80
		教養重点科19か月コース	1年7か月	5
		教養重点科16か月コース	1年4か月	5
		教養重点科1年コース	1年	30

(学年、学期及び年次)

第 6 条 本校の学年は4月1日から3月31日までとする。

2 本校の学期は、次のとおりとする。

第1期 4月1日から7月31日まで

第2期 8月1日から10月31日まで

第3期 11月1日から3月31日まで

3 各学科の年次は入学月から12か月目までを1年次、13か月目以降を2年次とする。

(休業日)

第 7 条 本校の休業日は、次のとおりとする。但し、校長が必要と認めたときは、適宜変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国の定める祝日
- (3) 夏季休業 8月1日から8月31日まで
※16か月、19か月、2年コースの1年目のみ
- (4) お盆期間 8月13日から8月16日まで
※16か月、19か月、2年コースの1年目は夏季休業
- (5) 秋季休業 10月15日から11月4日まで
※16か月、19か月、2年コースの1年目を除く
- (6) 冬季休業 12月26日から翌年1月6日まで
- (7) 春季休業 3月16日から4月8日まで
- (8) その他校長が必要と認めた日

第3章 教育課程、授業時間数及び職員組織

(教育課程、授業時間数)

第 8 条 本校の教育課程及び授業時数等は、別表のとおりとする。

(成績の評価基準)

第 9 条 各授業科目における学習・教育目標及び到達目標を達成するため、当該授業科目の授業方法及び授業計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況、当該授業科目の理解度等を考慮した多面的な成績評価基準を定め、公表するものとする。

(単位の基準)

第 10 条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、講義及び演習については、15単位時間の授業をもって1単位とし、実習については、30単位時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第 11 条 校長は一の授業科目を履修し、かつ成績の審査に合格した者には、所定の単位を与える。
2 成績の審査は、試験、レポート、平常の成績その他の方法により行う。

(成績の評価)

第 12 条 各授業科目の成績は、100点を満点とした評点によって表示し、60点以上を合格とする。
2 成績は、80点以上をA、70点以上79点までをB、60点以上69点までをC、59点以下をDの評語をもって表示する。

(始業及び終業)

第13条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

	入学時期	学科名		始業及び終業時刻	
専門課程	4月	教養重点科	2年(1年目)	4月-10月	9:00-14:00
			19か月(1年目)	11月-3月	9:00-15:05
			16か月(1年目)		
		上記以外のコース	4月-10月	9:00-16:30	
			11月-3月	9:00-12:15	

(教職員)

第14条 本校に次の教職員を置く

- (1) 校長 1人
- (2) 教員 6人以上
- (3) 事務職員 2人以上

第4章 入学、休学、復学、転学科、退学、除籍及び課程修了

(入学資格)

第15条 本校の入学資格は次のとおりとする。

高等学校を卒業した者(卒業見込みの者を含む。)又は、学校教育法施行規則に基づき、これと同等以上の学力があると認められた者

(入学志願の手続)

第16条 入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、入学願書その他校長が別に定める必要書類及び受験料を添えて校長に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第17条 前条の規定による入学志願者に対しては、入学試験による選考を行い、合格者を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第18条 前条の規定により合格した者は、所定の期日までに所定の入学金を納付しなければならない。

2 校長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(休学)

第19条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により2月以上修学することができないときは、校長の許可を得て休学することができる。

2 校長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる学生に対しては、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第20条 休学期間は、1年以内とし、その期限は1年次又は2年次の終了までとする。但し、特別の事情があると認められる場合は、さらに1年を限度として休学期間を延長することができる。

- 2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 3 休学期間は、修業期間に算入しない。

(復学)

第21条 休学期間が満了したとき又は休学期間中にその事由が消滅したときは、校長に復学を願い出て、許可を受けなければならない。

- 2 疾病による休学者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付しなければならない。

(転学科)

第22条 校長は、他の学科への転学科を志願する者があるときは、これを許可することができる。

- 2 校長は、前項の規定により転学科を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数について、決定する。
- 3 その他転学科に関する事項は、別に定める。

(退学)

第23条 学生が退学しようとするときは、校長に願い出て、許可を受けなければならない。

(除籍)

第24条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者については、除籍する。

- (1) 第20条第1項及び第2項に定める休学期間を経過して、なお修学できない者
- (2) 疾病その他の事由により成業の見込みがない者
- (3) 納付金を3ヶ月以上滞納した者
- (4) 入学手続き完了者で就学意思が認められない者
- (5) 死亡した者
- (6) その他校長が必要と認めた者

(再入学)

第24条の2 校長は、本校を課程修了した者、退学した者又は除籍された者が、再入学を志願するときは、選考の上、これを許可することができる。

- 2 前項の規定により再入学を許可された者は、第1学年に入学するものとする。
- 3 再入学を許可された者は、再入学金を納付しなければならない。
- 4 前項の再入学金は、初回入学の日から5年以内に再入学する場合に限り、第18条に定める入学金の額から既納の入学金を差し引いた額とする。但し、既納の入学金が第18条に定める入学金の額を超える場合は、これを免除する。
- 5 初回入学の日から5年を超えて再入学する場合の再入学金は、第18条に定める入学金の全額とする。

(課程修了の認定)

第25条 校長は、次の各号を満たした者に対して課程修了の認定を行う。

- (1) 全所定修業期間の在学
 - (2) 授業日数の8割以上の出席
 - (3) 総単位数の9割以上の単位修得
 - (4) 卒業判定日において授業料及び施設設備費の未納がない者
- 2 課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。
- 3 課程の修了の認定を受けられなかった者は、退学とする。

(称号の授与)

第26条 本校の文化教養専門課程において、修業年限2年以上の課程を修了した者には、専門士(文化教養専門課程)の称号を授与する。

第5章 賞 罰

(褒 賞)

第27条 校長は、成績優秀にして他の模範となる者を褒賞することがある。

(懲 戒)

第28条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して懲戒することができる。

- (1) 反社会的行為をした者
 - (2) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (3) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
 - (4) その他校長が必要と認めた者
- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

第6章 聴講生

(聴講生)

第29条 校長は、本校の授業科目の聴講を志願する者がいるときは、教育に支障のない範囲において、選考のうえ、聴講生として受講を許可することができる。

- 2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 入学金及び授業料等

(納付金)

第30条 本校の納付金は、受験料及び学費とする。

- 2 学費は、入学金、校納金及び教材費等とする。
- 3 校納金は、授業料及び施設設備費とする。
- 4 本校の納付金の額は、次のとおりとする。

(円)

学 科	学年	受験料	学 費			
			入学金	校納金		
				授業料	施設設備費	
教養重点科	2年コース	1年	10,000	160,000	590,000	134,000
		2年			590,000	152,000
	19か月コース	1年	10,000	160,000	590,000	134,000
		2年			530,000	86,000
	16か月コース	1年	10,000	160,000	590,000	134,000
		2年			454,800	49,000
1年コース	—	10,000	160,000	620,000	152,000	

5 第2項に定める教材費等は、教育に必要な教材費、学生保険料その他の費用とし、別に定める。

(納付方法及び納付義務)

第30条の2 校納金および教材費等は、年度ごとに納入するものとする。

- 2 当該年度の4月1日に在籍している者は、当該年度分の校納金および教材費等の納付義務を負う。
- 3 当該年度の4月1日前に退学その他の事由により学籍を失った者については、当該年度分の校納金および教材費等は徴収しない。既に納入している場合は、これを返還する。なお、返還に要する費用は入学辞退者の負担とする。

(分納)

- 第30条の3 前条の規定にかかわらず、校長が相当と認めた場合は、授業料について分納を認めることができる。
- 2 分納の方法、納付期限その他必要な事項は、別に定める。

(納付金の返還)

- 第30条の4 既に納入した納付金は返還しない。ただし、第30条の2第3項及び次項に該当する場合はこの限りでない。
- 2 入学辞退届が入学日前日までに提出された場合には、校納金及び教材費等を返還する。入学金は返還しない。なお、返還に要する費用は入学辞退者の負担とする。

第8章 寄宿舍等

(寄宿舍)

第31条 本校は、寄宿舍として長崎公務員専門学校寮を設置する。なお、寄宿舍に関する事項は別に定める。

第9章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第32条 附帯教育事業として、次のとおり別科を設置する。

(公務員採用試験受験対策講座)

	入講時期	科名	修業期間	定員
昼間部	9月	上級行政科 1年コース	1年	25
		上級行政科 10か月コース	10か月	
		上級教養科 1年コース	1年	30
		上級教養科 10か月コース	10か月	
		上級専門科 1年コース	1年	5
		上級専門科 10か月コース	10か月	
	4月	上級行政科 5か月コース	5か月	60
		上級教養科 5か月コース		
		上級専門科 5か月コース		
		教養重点科 7か月コース	7か月	5
教養重点科 4か月コース		4か月	5	
夜間部	4月	上級夜間講座 行政コース 前期後期	1年	45
		上級夜間講座 行政コース 前期	5か月	
		上級夜間講座 教養コース 前期後期	1年	
		上級夜間講座 教養コース 前期	5か月	
		上級夜間講座 専門コース 前期後期	1年	
		上級夜間講座 専門コース 前期	5か月	
		上級夜間講座 SPIコース 前期後期	1年	
		上級夜間講座 SPIコース 前期	5か月	
	9月	上級夜間講座 行政コース 後期	7か月	15
		上級夜間講座 教養コース 後期		
		上級夜間講座 専門コース 後期		
		上級夜間講座 SPIコース 後期		
	11月	初級夜間講座 前期後期	1年	20
		初級夜間講座 前期	5か月	
	4月	初級夜間講座 後期	7か月	40
	10月	短期集中 上級夜間講座 行政コース	6か月	60
		短期集中 上級夜間講座 教養コース		
		短期集中 上級夜間講座 専門コース		
		短期集中 上級夜間講座 SPIコース		

2 本校の別科に関する事項は、別科規定をもって別に定める。

第10章 雑 則

(雑 則)

第33条 この学則の実施についての必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、平成15年4月1日より施行する。

平成16年4月9日一部変更

平成17年4月1日一部変更

平成17年11月1日一部変更

平成18年11月1日一部変更

平成20年11月1日一部変更

平成22年4月1日一部変更

平成23年4月1日一部変更

平成23年11月1日一部変更

平成24年2月1日一部変更

平成27年11月1日一部変更

平成28年4月18日一部変更

平成30年4月1日一部変更

平成31年4月1日一部変更

附 則

この学則は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、令和3年11月1日より施行する。

附 則

この学則は、令和4年11月1日より施行する。

附 則

この学則は、令和5年10月1日より施行する。

附 則

この学則は、令和6年10月1日より施行する。

附 則

この学則は、令和7年10月1日より施行する。

附 則

1 この学則は、令和8年9月1日より施行する。

2 第32条に規定する別科 短期集中上級夜間講座（行政コース、教養コース、専門コース、SPI コース）は、令和8年度に限り設置する。

3 当該別科の定員その他必要な事項は、別科規程をもって別に定める。

4 本附則第2項の規定は、当該別科の修了をもって効力を失う。